

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：角田市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和53年3月14日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	宮城県角田市	職員数** (H19. 4. 1現在)	8
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	456 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	11,701 (H18)
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H18)
不良債務 (百万円)	—	財政力指数**	0.498 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率** (%)	18.6 (H18)
		経常収支比率** (%)	90.7 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	角田市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	角田市長 佐藤 清吉
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成28年度） 角田市行財政集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	角田市HP及び議会への説明
基本方針	本市の公共下水道事業は、全体計画面積のうち平成18年度末現在における整備済面積の割合は50.2%と建設途上の段階である。また、平成2年3月の一部供用開始から徐々に処理区域も拡大され、その管理経費も年々増加傾向にある。 このように建設経費と維持管理経費の両面において経営の安定を図る必要があるため、建設経費のコスト削減と効率的な維持管理に努めることはもちろん、使用者負担の原則に基づいた的確な財政分析による適正な料金の設定と徴収を行うことを今後の事業運営の基本とする。議会への説明については、11月中旬に全員協議会において説明し、12月定例会に条例改正の議案を上程する予定である。 また、整備済施設の有効利用と併せて使用料増収を図るため、区域内住民には排水設備の早期設置についてあらゆる機会を活用して水洗化の普及促進に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	82	187	94	364
	補償金免除額	11	44	17	72
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	216	393		608
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	164	137		301

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債	公共下水道事業	35,150	74,604	27,303	137,057
	流域下水道事業	47,007	112,456	67,170	226,633
合 計 (A)		82,157	187,060	94,473	363,690
※ 上記のうち 一般会計 (再掲) 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		82,157	187,060	94,473	363,690

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営 企業 債	公共下水道事業	215,803	392,588	0	608,391
合 計 (A)		215,803	392,588	0	608,391
※ 上記のうち 一般会計 (再掲) 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		215,803	392,588	0	608,391

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債	公共下水道事業	126,984	91,487	0	218,471
	流域下水道事業	31,014	39,856	0	70,870
合 計 (A)		157,998	131,343	0	289,341
※ 上記のうち 一般会計 (再掲) 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		157,998	131,343	0	289,341

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の公共下水道事業は、昭和63年6月に使用料を定め、平成2年3月31日に供用を開始している。しかし、その使用料収入は、資本費のみならず維持管理費さえも賄えないような使用料体系・水準であった。このような状況のなかで、平成14年4月に第1回目の使用料の値上げ改定を行った。周辺市町の使用料体系・水準を考慮して改定率は18.08%とし、維持管理費の全額と資本費の一部（約1.8%）を賄えるように設定した。</p> <p>しかし、事業運営の安定化及び財政健全化の効果としては不十分であることから、財政計画期間を4年程度と定め、汚水処理費に見合った使用料の見直しを行う方針とした。次の改定は平成19年度を予定していたが、諸般の事情により平成20年度に延期した。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 収入の増加に関して</p> <p>水洗化の普及促進が使用料収入の増加に結びつくことから、広報紙等を活用した啓蒙活動及び訪問指導を実施するなど水洗化率の向上に努める。</p>
	<p>課 題 ② 支出の削減に関して</p> <p>維持管理費において、人件費、物件費共に極力その節減に努める。建設費については、効率的工法の選択に努めるなどし、経費の節減を図っていく。</p> <p>また、今後の建設事業計画では、年間事業費を減額し、後年度負担の軽減を図る。</p>
	<p>課 題 ③ 地方公営企業法の適用について</p> <p>平成2年3月に一部供用開始したが、まだ経過年数も短く、施設整備を継続していることから普及率も低いものとなっている。当面は施設整備に重点をおきたい。地方公営企業法の適用は、全体計画面積に占める整備済み面積の割合が2分の1を超え、かつ総事業費の7割以上の使用料収入が確保できる段階を目安に検討する。</p>
	<p>課 題 ④ 企業の永続性（持続可能な経営）と配水管単位延長あたりの排水区域内人口密度、接続人口密度及び有収水量密度について</p> <p>企業の永続性を最大目的とする民間企業と同じように公営企業においても、永続性は最大の目的であることはいままでもない。配水管単位延長あたりの排水区域内人口密度、接続人口密度及び有収水量密度は、収益構造に直接作用するのみならず、投下資本を回収し、施設、構築物等の有形固定資産の更新の財源を確保する上で重要な指標となるものである。これらの密度の判断が不適切な場合、住民や公共下水道使用者に対し過大な負担を強いる結果になるからである。特に公共下水道事業は、建設改良の財源の大半を起債収入に求めていることに加え、総資産に対し償却資産の占める割合が非常に大きいため、排水区域内人口、接続人口の減少や経年的に進行する資産の劣化によって後年度の財政負担が多大なものとなることが予想される。</p>
	<p>課 題 ⑤ 地震等のリスクに対応するための内部留保資金について</p> <p>日本の場合には地震のリスクが大きい。公共下水道事業においては減価償却費をカバーする収益がないので、内部留保資金は実質的に0円である。震災が発生し公共下水道を含むインフラが広範囲に破壊された場合、修繕費の一部に対し一般会計や国からの補助があるにせよ、バッファー（内部留保資金：フリーキャッシュフロー）がないので住民や公共下水道使用者に対し即時的に負担を求めざるを得ないこととなる。経済環境の非線形的な急激な変化についても同様の対応に迫られるだろう。</p>

区 分	内 容
	<p>課 題 ⑥ バランスシートについて</p> <p>経営を見通し明確な経営目標を立てるためには、公営企業会計の導入が効果的ではあるが、「IV 経営健全化に関する施策 5 その他」に記載した理由により導入できない。しかし、投下資本が巨額で、総資産に対し償却資産の占める割合が非常に大きい公共下水道事業のような事業経営においては、財務内容を判断する上でバランスシートの必要性が極めて高いものと思われる。</p> <p>また、適切な使用料を使用者に理解してもらうためにも経営情報の公開・透明化を図らなければならないので、経営情報の基礎情報としてバランスシートは、有効なものである。</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

III 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(フォローアップ用)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位：百万円，%)

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)						
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	596	625	629	755	811	808 795	666 886	688 912	680 920	692 951	
	(1) 営 業 収 益 (B)	168	184	198	246	267	290 272	297 295	306 304	314 312	322 320	
	ア 料 金 収 入	145	157	171	212	231	248 230	254 252	262 260	270 268	278 276	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	23	27	27	34	36	42	43	44	44	44	
	(その他のうち雨水処理負担金)	(23)	(27)	(27)	(34)	(36)	(42)	(43)	(44)	(44)	(44)	
	(2) 営 業 外 収 益	428	441	431	509	544	518 523	369 591	382 608	366 608	370 631	
	ア 他 会 計 繰 入 金	267	309	356	432	441	378 469	263 536	327 553	311 553	315 576	
	イ そ の 他	161	132	75	77	103	140 54	106 55	55	55	55	
	収益的 収 支	2 総 費 用 (D)	560	534	516	519	507	501	483 496	456 495	450 493	442 490
		(1) 営 業 費 用	140	129	122	141	141	144 140	150 140	140	140	140
		ア 職 員 給 与 費	44	43	37	37	37	38 37	36 37	37	37	37
		うち退職手当										
		イ そ の 他	96	86	85	104	104	106 103	114 103	103	103	103
		(2) 営 業 外 費 用	420	405	394	378	366	357 361	333 356	316 355	310 353	302 350
ア 支 払 利 息 (雨水分)		16	17	17	16	15	15	14	14	13	13	
ア 支 払 利 息 (汚水分)		404	388	377	362	351	342 346	319 342	302 341	297 340	289 337	
うち一時借入金利息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	36	91	113	236	304	307 294	183 390	232 417	230 427	250 461		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,391	1,377	1,010	1,003	1,074	1,245 941	1,202 703	719 528	590 385	644 433	
	(1) 地 方 債	529	463	262	501	581	909 620	728 418	522 331	474 269	474 263	
	(2) 他 会 計 補 助 金	480	473	463	180	92	75	245 65	57	42	30	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都道府県) 補 助 金	318	374	227	238	332	200	175	100	50	100	
	(6) 工 事 負 担 金	63	67	58	84	68	61 46	54 45	40	24	40	
	(7) そ の 他	1				1						
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,431	1,471	1,124	1,242	1,382	1,552 1,209	1,319 1,086	950 936	818 801	892 873	
	(1) 建 設 改 良 費	892	889	477	559	653	583 590	458 461	294	162	237	
	うち職員給与費	37	37	27	29	30	24	25 24	25 20	25 20	20	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	536	579	635	683	729	969 619	861 625	656 642	656 639	655 636	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	3	3	12								
	(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 40	△ 94	△ 114	△ 239	△ 308	△ 307 △ 268	△ 117 △ 383	△ 231 △ 408	△ 228 △ 416	△ 248 △ 440		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 4	△ 3	△ 1	△ 3	△ 4	0 26	66 7	1 9	2 11	2 21		

(3) 経営指標等

(単位：%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)						
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
料金回収率*	(%)	20.3%	23.4%	25.9%	31.0%	43.4%	32.3%	54.9%	39.6%	60.2%	64.0%	59.9%	66.8%	62.3%	70.4%	65.2%	
総収支比率 (法適用)	(%)																
経常収支比率 (法適用)	(%)																
営業収支比率 (法適用)	(%)																
累積欠損金比率 (法適用)	(%) (再掲)																
収益的収支比率 (法非適用)	(%) (再掲)	54.4%	56.2%	54.6%	62.8%	65.6%	55.0%	71.0%	49.6%	79.0%	61.9%	80.2%	61.5%	81.3%	63.1%	84.5%	
不良債務比率 (法適用) 又は 赤字比率 (法非適用)	(%) (再掲)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	48.7%	53.8%	60.9%	61.7%	58.8%	52.0%	64.3%	45.9%	65.3%	53.9%	65.5%	52.2%	64.9%	51.9%	65.2%
	うち基準内繰入金	(%)	48.7%	53.8%	60.9%	55.1%	58.7%	52.0%	64.3%	45.8%	65.3%	53.9%	65.5%	52.2%	64.9%	51.9%	65.2%
	うち基準外繰入金	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	6.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	資本的収入分	(%)	34.5%	34.4%	45.8%	17.9%	8.6%	6.0%	8.0%	20.4%	9.2%	7.9%	10.8%	7.1%	10.9%	4.7%	6.9%
	うち基準内繰入金	(%)	6.6%	7.8%	10.2%	9.4%	8.6%	6.0%	8.0%	14.9%	9.2%	7.9%	10.8%	7.1%	10.9%	4.7%	6.9%
	うち基準外繰入金	(%)	27.9%	26.5%	35.6%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務 (又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成20年度に使用料調定合計ベースで対前年度10%の引上げを見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計等からの基準外繰出金は、平成17年度決算では136,074千円であったが、平成18年度決算においては、652千円となった。なり、平成19年度決算では162千円となった。平成20年度の下水道使用料の値上げで、基準外繰出金はなくなると思われる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

(フォローアップ用)

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>「課題② 支出の削減に関して」 平成10年度の一般職総数は356人で平成17年度は322人。当該年間で34人の削減(▲9.6%)を実施した。</p> <p>更に角田市集中改革プランでは、平成22年度には一般職総数で295人、27人削減(▲8.4%)を目標としている。各課・所の事業計画及び事業量の個別的把握が難しいことから、総体的に総職員数の目標を定め計画を立てている。なお、公共下水道事業会計支弁職員は平成10年度には、12人であったが、平成12年度には11人、平成14年度には10人、平成15年度には9人、平成18年度には、8人に減少させている。</p> <p>「課題② 支出の削減に関して」 国家公務員の給与構造改革に伴い、本市においてもこれに準拠し、平成18年4月1日から行っている。今後人材育成を基本とした人事評価制度を構築し、その適正な運用により、昇格・昇給等に反映させ、適正な人事配置、組織配置にすることにより、より効率的・効果的な行財政運営を目指す。特殊勤務手当については、H15.4から夜警業務等特別勤務手等4種を廃止、H16.4に2種、更にH18.4に1種廃止している。税務、防疫業務、不快業務等数種の手当が残っているが、今後は、そのうちの税務手当及び不快業務の汚泥収集に係る手当の見直しを検討することとしている。</p> <p>「課題② 支出の削減に関して」 平成19年度の本市技能職員のラスパイレス指数は、98.5となっていて、平成18年度と比較し、0.3ポイント下がった。今後数年間は、技能労務職員の採用をしないこととしているが、引き続きラスパイレス指数を注視しながら適正な給与水準を保つこととする。なお、技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を平成20年3月までに策定し、公表することとしている。</p> <p>「課題② 支出の削減に関して」 国における制度改正に準拠し、平成17年度に初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則及び職員退職勧奨要綱の一部改正を行い、退職時特別昇給制度の廃止を行った。</p> <p>職員互助会が行う厚生事業に充てるための補助金は、地方公務員法による厚生福利事業にかかる助成であるが、平成16年度は7,200円/1人だったものを、平成17年度は6,500円/1人、平成18年度以降は5,000円/1人としている。今後とも、厚生事業の内容の見直しを行い補助金の削減について検討を行う。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>「課題② 支出の削減に関して」 維持管理費において、特に物件費については、極力その節減に努める。建設費については、効率的工法の選択に努めるなどし、経費の節減を図っていく。</p> <p>また、今後の建設事業計画では、年間事業費を減額し、後年度負担の軽減を図る。平成19年度に上下水道事業組織統合の検討を行う。また、公共下水道事業の公営企業法適用についても併せて検討を行う。平成19年度から経常的経費の削減(削減目標・・・毎年度の計画額から、物件費5%、維持補修費3%削減)を実施する。</p> <p>「課題② 支出の削減に関して」 平成19年度中に総合的アウトソーシング計画を策定し、測量設計等及び維持管理(水質検査・中継ポンプ清掃・下水道台帳調製・処理施設保守点検等)業務について民間委託を推進していく。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="radio"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	「課題① 収入の増加に関して」 平成20年度に使用料調定合計ベースで対前年度10%の引上げを見込んでいる。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="radio"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="radio"/> 行政評価の導入	「課題⑥ バランスシートについて」 本市の公共下水道事業は、公営企業法非適用であるが、平成16年度決算から公営企業会計方式のバランスシートを試作している。経営健全化の状況やバランスシートをホームページで公開を予定している。 平成14年度に事務事業評価システムの試行を行い、翌15年度からは評価表の見直しを行ったうえで本格導入した。現在はPDCAサイクルへの組み込みを意識し、前年度成果の検証・評価を総合計画実施計画ヒアリングでの見直しの材料とし、翌年度の予算編成に反映させている。
5 その他	「課題③ 地方公営企業法の適用について」 下水道事業は、地方公営企業法の規定が当然には適用されないものとなっている。適用する場合は、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」第一 三 (六)にあるとおり、「経常的経費の少なくとも70%～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもってまかなうことができるものであること」となっている。当市の下水道事業は、この条件を満たしていないので、当面公営企業会計は導入できないものである。 「課題④ 企業の永続性と配水管単位延長あたりの排水区域内人口密度、接続人口密度及び有収水量密度について」 配水管単位延長あたりの排水区域内人口密度、接続人口密度及び有収水量密度の一般的指標を検討し、計画を立案または修正する。 「課題⑤ 地震等のリスクに対応するための内部留保資金について」 地震等のリスクをもカバーできるように資金の持続的な補給の可否に目を配るとともに、より一層、費用対効果と財務を重視した計画や事業経営を行う。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	「課題② 支出の削減に関して」 平成18年6月に角田市行財政集中改革プラン実施計画では、計画終了年度までの下水道事業会計支弁職員数を9人としていたが、前倒しで平成19年4月に1人削減し8人とした。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	「課題② 支出の削減に関して」 維持管理費において、特に旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費等の物件費については、可能な限り節減する。建設費については、効率的工法の選択に努めるなどし、経費の節減を図っていく。 また、今後の建設事業計画では、年間事業費を減額し、後年度負担の軽減を図る。平成19年度に上下水道事業組織統合の検討を行う。また、公共下水道事業の公営企業法適用についても併せて検討を行う。平成19年度から経常的経費の削減（削減目標・・・毎年度の計画額から、物件費5%、維持補修費3%削減）を実施する。 「課題② 支出の削減に関して」 平成19年度中に総合的アウトソーシング計画を策定し、測量設計等及び維持管理（水質検査・中継ポンプ清掃・下水道台帳調製・処理施設保守点検等）業務について民間委託を推進していく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	「課題① 収入の増加に関して」及び「課題② 支出の削減に関して」 一般会計等からの基準外繰出金は、平成17年度決算では136,074千円であったが、平成18年度決算においては、652千円となった。平成19年度決算では162千円となった。平成20年度の下水道使用料の値上げで、基準外繰出金はなくなると思われる。値上げ率は、10%を予定している。
4 その他	「課題① 収入の増加に関して」 平成14年4月に第1回目の使用料の値上げ改定を行った。周辺市町の使用料体系・水準を考慮して改定率は18.08%とし、維持管理費の全額と資本費の一部（約1.8%）を賄えるように設定した。また、下水道接続率を上げるため、戸別訪問を行っている。使用料の滞納者に対しては、臨戸徴収を行っている。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

